

3 会 監 第 1 7 1 号

令 和 4 年 3 月 31 日

会 津 若 松 市 長 室 井 照 平 様

会 津 若 松 市 監 査 委 員 菅 井 隆 雄

会 津 若 松 市 監 査 委 員 目 黒 章 三 郎

財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て （ 報 告 ）

下 記 の と お り 会 津 若 松 市 監 査 基 準 に 準 拠 し て 財 政 援 助 団 体 等 監 査 を
行 っ た の で 、 地 方 自 治 法 第 199 条 第 9 項 の 規 定 に よ り そ の 結 果 を 報 告
し ま す 。

記

1 監 査 の 種 類

地 方 自 治 法 第 199 条 第 7 項 の 規 定 に よ り 財 政 援 助 団 体 等 に 対 す る
監 査

2 監 査 の 対 象

(1) 財 政 援 助 団 体 及 び そ の 所 管 課

ア 対 象 所 管 課 健 康 福 祉 部 地 域 福 祉 課

イ 対 象 財 政 援 助 団 体 社 会 福 祉 法 人 会 津 若 松 市 社 会 福 祉 協 議 会

ウ 対 象 補 助 金 等 名 称 地 域 福 祉 活 動 等 推 進 事 業 補 助 金

(2) 公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 及 び そ の 所 管 課

ア 対 象 所 管 課 健 康 福 祉 部 高 齢 福 祉 課 （ 施 設 名 会 津 若 松 市 北
会 津 デ ィ サ ー ビ ス セ ン タ ー ） 、 こ ど も 保 育 課 （ 施 設 名 会 津 若

松市湊しらとり保育園）、健康増進課（施設名 会津若松市北
会津保健センター）

イ 対象指定管理者 社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会

3 監査対象期間

令和2年度事務執行分

4 監査対象事項

(1) 財政援助団体及びその所管課

ア 所管課

- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、条件、手続等
- ・補助金の効果、条件の履行の確認等
- ・財政援助団体に対する指導監督等

イ 財政援助団体

- ・補助金の交付申請、実績報告等に係る事務手続等
- ・補助金の効果、交付条件等に基づく事業の履行状況
- ・補助金に係る会計処理状況

(2) 公の施設の指定管理者及びその所管課

ア 所管課

- ・公の施設の指定管理の根拠等
- ・指定管理者の指定、管理に関する協定の状況
- ・協定の履行、指定管理者に対する監督等

イ 指定管理者

- ・関係法令等に基づく管理の状況
- ・協定等に基づく義務の履行状況
- ・経費節減及び利用者サービス向上への取組状況

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第5節 財政援助団体等監査の着眼点」のうち「1 財政援助団体等監査」及び「4 公の施設の指定管理者監査」等に基づき、当該補助金及び指定管理に係る当該団体における出納その他の事務の執行が、当該補助金及び指定管理者制度の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施した。

6 監査実施内容

財政援助団体及び当該補助金の交付を行った所管課、さらには、公の施設の指定管理者及び所管課に対し、あらかじめ出納その他の事務の執行にかかわる資料の提出を求め、当該資料の精査によりさらなる調査を必要とする事項について、財政援助団体の事務責任者、指定管理者の事務責任者及び所管課の所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

また、施設に係る現地調査及び備品調査を実施した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和3年9月30日から令和4年2月3日まで

(2) 現地調査及び備品調査

ア 実施場所 会津若松市湊しらとり保育園、会津若松市北会津デイサービスセンター及び会津若松市北会津保健センター

イ 実施日 令和3年11月24日

(3) 対面監査

ア 実施場所 河東支所 3階会議室

イ 実施日 令和4年2月4日

8 監査結果

財政援助団体を対象として、所管部局において事業効果等の検証は適正に行われているか、財政援助団体に対する指導監督は適切に行われているか、財政援助団体が行う事業が適正に行われているか、さらには、公の施設の指定管理者を対象として、所管部局の指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか、指定管理者が行う公の施設の管理業務が、条例及び協定等に基づいて適切に行われているかなどの観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、さらなる事務執行の適正を期し、次のとおり所見を述べる。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 所見

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

ア 会津若松市地域福祉活動等推進事業補助金について（地域福祉課・社会福祉協議会）

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）においては、市より地域福祉の推進を図るため、令和2年度の事業経費として、会津若松市地域福祉活動等推進補助金（以下「市補助金」という。） 71,403,000

円の交付を受け、地域福祉活動基盤強化事業、老人福祉センター運営事業、ボランティアセンター運営事業及びふれあいのまちづくり推進事業の四つの事業を行っている。今回、社会福祉協議会に対して行った市補助金に係る書類審査の結果、以下の点において改善すべき事案が散見されたところであり、また、市補助金を交付した所管課に対しても、社会福祉協議会への監督責任の観点から所見を付すものである。

○ 市補助金対象事業に係る補助対象経費の考え方について
(社会福祉協議会・地域福祉課)

市補助金の算定については、前述の事業の実施にあたり、個々に補助対象経費を算出し、市補助金交付要綱に定める負担割合に応じて補助金額を確定している。今回の書類審査においては、社会福祉協議会による補助対象経費について、認識誤りと思われる事案が散見された。

① 補助対象経費から除外すべき外部収入の算入

・補助対象経費として計上されている電気料や健康診断料において、他の事業者からの自動販売機電気料及び生活習慣病予防健診助成金の収入が、補助対象経費から除外されていない。

② 補助対象外経費の計上

・地域福祉活動基盤強化費等の退職給付費及び法定福利費の一部について、積算誤りにより、補助対象額が決算額を超過していた。

- ・地域福祉活動基盤強化費の補助対象経費に、令和元年度市補助金返還金に係る延滞金が含まれていた。
- ・地域福祉活動基盤強化費の補助対象経費として計上されている消耗器具备品費及び手数料のうち、補助対象外に区分されるべき経費が含まれていた。
- ・ふれあいのまちづくり推進事業費の補助対象経費であるふれあい・いきいきサロン活動助成金について、補助対象額の算出にあたり、実績回数に基づいた金額を補助対象とすることで市と協議がなされていたにもかかわらず、一部、予定回数に基づいた金額を対象とするなど、団体によって算出基準が異なっていた。

③ 市補助金以外の補助金収入等との経費の重複

市補助金以外の補助金収入等の対象経費について、市補助金の対象経費との重複が確認された。

- ・福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）からの生活福祉資金相談体制整備事業補助金として、臨時職員1人分の人件費
- ・会津若松市国保年金課からの高額療養費貸付業務の委託金として、臨時職員3ヶ月分の人件費
- ・県社協からの緊急特例貸付に係る事務費交付金として、超過勤務手当に係る人件費の一部
- ・県社協からの生活支援相談員配置事業委託金として、職員2人分の人件費及び広報紙印刷代等の印刷製本費
- ・県社協からの福祉人材センター協力指定事業として、広

報 紙 発 行 や ホ ー ム ペ ー ジ 掲 載 経 費 等 の 広 報 費

市補助金以外の補助金収入等との経費の重複については、社会福祉協議会より「対象経費の財源としては、負担割合に応じた市補助金の残りに、それ以外の補助金及び委託金を充当している。」との回答があった。しかしながら、それぞれの経費に係る交付総額が本来の支払額を超過している例もあるなど、補助対象経費が重複している状況が散見され、特に人件費については、市補助金交付要綱に他事業と明確に区分することが規定されていることから、早急に改善を図られたい。

また、補助金を交付する所管課においては、透明性の確保の観点からも、現在の申請様式に人件費の重複を防止するチェックシートを加えるなど、より一層の指導的な役割を担っていくことを求めたい。

イ 指 定 管 理 業 務 に つ い て （ 高 齢 福 祉 課 ・ こ ど も 保 育 課 ・ 健 康 増 進 課 ・ 社 会 福 祉 協 議 会 ）

社会福祉協議会においては、市より湊しらとり保育園、北会津デイサービスセンター及び北会津保健センターの三つの施設に係る指定管理業務を受託している。今回、それらの管理状況について、書類審査及び現地調査をもとに監査を実施したところ、以下の点において改善すべき事案が見受けられたことから、所見を付すものである。

○ 湊しらとり保育園の相談室について（社会福祉協議会・こども保育課）

今回の現地調査において、湊しらとり保育園の相談室が、長期にわたり除雪用具等を保管する倉庫として使用されていたことが確認された。また、これについては、所管課でも把握しておらず、指定管理者と監督・指導する所管課との連携不足が見受けられた。

このことについては、市が、市内の多くの保育園を子育て支援センターと位置づけ、相談業務に取り組んでいることを考慮すれば、指定外であっても湊しらとり保育園は地域の拠点となる保育施設として、子どもの発達、育児に関する悩みや不安に適切に関わっていく必要がある。指定管理者が平成28年に提出した指定管理者指定申請書の事業計画にも相談業務への取組が明記されており、その重要性については十分認識していたにもかかわらず、長年、相談室を使用せずに事務室や保育室を活用して相談業務が行われてきた。

あくまでも、事務室や保育室は執務スペースであり、家庭の事情等、秘匿とすべき内容の相談があることを考慮すれば、当該スペースでのこれまでの対応では配慮が不十分と言わざるを得ない。また、指定管理者からは相談室を活用しない理由として、「相談室に隣接するボイラー室の機械音が妨げになっている。除雪用具等を保管する場所がない。」との回答があったが、これらの課題が判明した時点で、まずは施設の所管課との相談

や協議が必要であり、それらを怠り、指定管理者の判断だけで用途を変更することは、不適切な対応であったと考える。

今後においては、指定管理者として所管課への報告や、情報共有を図るとともに、相談室の現状も含めて協議を行い、それぞれの課題を整理し適切な状況で、より丁寧な相談業務に努められたい。

○ 湊しらとり保育園の指定管理者候補者審査評価点について
(こども保育課)

今回の監査において、管理運営業務における評価点が75点満点に対し26点と異様に低かったことに関連して、令和2年10月5日に開催された指定管理者候補者審査における評価項目のうち、「管理運営業務」及び「経営状況」の配点に誤りがあり、正しくは管理運営業務の「75点満点は50点満点」、経営状況の「75点満点は100点満点」であった。さらに、前回、平成28年の評価配点も同様に誤っていたことが判明したところである。両年とも合計点数には誤りがないとはいえ、配点の高低は審査の重要度合を示すものであり、審査員の評価に係わる大きな誤りであったと言わざるを得ない。今後においては、チェック体制を見直し、再発防止に取り組まれたい。

○ 北会津デイサービスセンターの特殊浴室について (社会福祉協議会・高齢福祉課)

今回の現地調査において、寝たきりの方のためのリフト付特

殊浴槽及び浴室が長期間使用されず、洗濯室や着替え場所として利用されている状況が確認された。このような使用について市には報告されず、指定管理者の判断でバックヤードとして恒常的に使用されてきたことは、不適切な対応であったと考える。

こうした状況について、指定管理者からは、「寝たきりの方の利用実績が過去に一件しかなく、その後も入浴希望がなかった。」との説明があったが、仮に入浴希望者が見込めなかったのであれば、浴室以外の使用も含めて所管課と協議し、より施設利用者の立場に立った利用に努める必要があったものと考えらる。

当該浴槽と浴室については、その後指定管理者から、「現在も使用できることが判明し、今後は、本来の使用目的通りの使用に努める。」との回答があったが、これまでの実績をみれば、その利用が極めて少なく、これからも使用されない可能性が高いことから、今後においては、地域における特殊浴室の必要性を確認しながら、所管課と協議のうえ、施設利用者及び施設管理の両面から最適となる用途について検討を進められたい。

○ 備品の管理について（社会福祉協議会・高齢福祉課・こども保育課・健康増進課）

市と指定管理者との協定において、市は備品等は無償で指定管理者に貸与し、当該備品の経年劣化等により同等の備品を指定管理者自らが購入・調達した場合は、速やかに市に報告すること、管理運營業務終了後には無償で市に引き継ぐこととされ

ている。また、指定管理者から「協定書に明確な規定はないが、新規購入や寄附を受けた備品、廃棄した備品についても、その都度、市に報告する運用を行っている。」との説明があった。

しかしながら、一部、北会津保健センターの自動血圧計や北会津デイサービスセンターの洗濯機など、購入や寄附を受けた備品の中に、報告されていないものが確認された。

また、高齢福祉課においては、更新済の旧備品について備品台帳の返納手続が漏れ、これにより、協定書内に主な備品として新旧両方の機種が記載されている状況が確認された。

健康増進課においては、廃棄された備品が、主な備品として協定書に記載されていたり、更新済の旧備品について、備品台帳への返納処理が漏れていたことが確認された。

こども保育課においては、「指定管理者が購入・調達した備品について、把握していない。」との説明があった。

こうした状況から、所管課及び指定管理者双方で改めて備品の調査・整理を行い、各施設における備品の管理状況を把握するとともに、協定書において報告のルールを明文化するなど、情報共有を図りながら適切で明確な備品管理に努められたい。

○ 施設維持管理計画の作成について（高齢福祉課・こども保育課・健康増進課）

それぞれの協定書や仕様書には、修繕や備品の管理に係る報告義務や、次年度の施設維持管理計画の提出に係る取決めなどが記されており、所管課においては、こうした報告書や計画書

の提出により、各施設の管理状況の把握に努めるものとされている。

特に、施設維持管理計画については、次年度の点検整備、法令に基づく測定・検査、調査等に係る計画、さらには当年度に実施した点検・評価結果、整備、修繕状況についての記録の反映が求められた詳細な計画書であり、これにより所管課においては今後の施設の修繕・整備の考え方について、指定管理者との情報共有が図られるものとする。

この計画書の提出が義務付けられている北会津デイサービスセンター及び北会津保健センターの計画書を確認したところ、定例的な点検等に係る状況を示す程度で、今後必要な修繕や整備に関する記載はなく、施設維持管理計画として内容が不十分と言わざるを得ないものであった。

また、湊しらとり保育園においては、この計画に関する規定がなかったことから、施設維持管理計画の必要性について所管課に回答を求めたところ、「必要な修繕箇所等については、その都度、報告を受け協議しており、必要がない。」との回答であった。しかしながら、湊しらとり保育園においては、点検・整備や法令に基づく測定・検査の結果について、仕様書に基づく市への報告がなされておらず、所管課での施設管理の状況把握が十分であったとは言い難い。このようなことから、今後においては、公共施設マネジメントを踏まえ、施設維持管理計画等の必要性についても、改めて検討されたい。

施設維持管理計画の整備については、的確な修繕計画の把握

はもとより、本市の公共施設マネジメントの観点からも重要であることから、所管課においては、この計画書の重要性を認識し、指定管理者が定められた時期に適正な計画書を提出するよう指導されたい。さらに、施設の整備、大規模な補修等については、引き続き、公共施設等管理計画を踏まえた全庁的な検討を進めるよう努められたい。

○ まとめ（高齢福祉課・こども保育課・健康増進課）

今回の三つの指定管理施設の監査においては、市と指定管理者の連携不足に起因するものが多数見受けられ、指定管理者の報告漏れのほか、監督・指導する立場にある所管課との良好な連携体制が構築されていたのかについては疑問が残る。

市では、指定管理制度の適正かつ効果的な運用を図るため、毎年度、指定管理者による管理・運営に関する評価を行っている。今回の監査にあたり、その評価シートを確認したところ、「施設、備品等の適切な維持管理」「適切な管理の履行」も含め、全項目において、指定管理者が行う自己評価と所管課が行う最終評価の双方にA評価が付されていた。指定管理者の評価の捉え方に多少の甘さがあったとしても、今回の監査結果と照らし合わせれば、今後においては、所管課のより適正な評価が望まれる。

今般、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画が策定されたところで

あり、この策定過程において地域福祉計画等推進会議からの外部評価及び評価検証においても貴重な提言をいただいたところである。市及び社会福祉協議会においては、これらの評価結果や今回の監査結果も踏まえ、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進、さらには、地域福祉活動を推進する車の両輪として、「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」の実現に向け、より緊密な連携体制の構築に努めることを期待したい。